

鹿児島県の死亡野鳥における H5 亜型鳥インフルエンザ 遺伝子検査陽性について

令和3年11月21日（日）

<鹿児島県・熊本県同時発表>

鹿児島県出水市で令和3年11月19日（金）にナベヅル1羽の死亡個体が回収され、遺伝子検査を実施したところ、H5 亜型の鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が出た旨の報告がありました。

この報告を受け、回収地点の周辺 10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。

1. 経緯

- 11月19日（金） ・ 鹿児島県出水市でナベヅル1羽の死亡個体を回収
- 11月21日（日） ・ 鹿児島大学で遺伝子検査を実施したところ、H5 亜型の鳥インフルエンザウイルスの陽性反応を確認
- ・ 回収地点の周辺 10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化 ※

※ 現時点では、遺伝子検査により H5 亜型の陽性が確認された段階であり、病原性は未確定であり、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたわけではありません。今後、鹿児島大学において高病原性鳥インフルエンザウイルスの遺伝子検査（必要に応じて、追加でウイルス分離検査）を実施予定です。

2. 今後の対応

- ・ 死亡野鳥の回収地点は令和3年11月11日（木）以降の発生（野鳥国内1例目、家きん国内2及び3例目）を受けて指定済みの野鳥監視重点区域と重なっており、鹿児島県及び熊本県と調整の上、引き続き、野鳥の監視を継続します。
- ・ 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、国内複数箇所が高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、11月11日付けで「対応レベル3」に引き上げており、引き続き、全国での野鳥における監視強化を継続します。

3. 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

（参考）野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

死亡個体の発見現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

【参考情報】

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

環境省自然環境局野生生物課			
鳥獣保護管理室			
直 通	03-5521-8285		
代 表	03-3581-3351		
担当公用携帯	090-8940-8582		
室 長	東岡 礼治	(内線 6470)	
室長補佐	村上 靖典	(内線 6675)	
係 長	庄司 亜香音	(内線 6473)	
担 当	宮澤 結有	(内線 6477)	